

議事日程(第2号)

平成21年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第79号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
日程第2 議案第80号 権利の放棄について
日程第3 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
日程第4 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
日程第7 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第8 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
日程第9 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
追加日程第1 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)訂正の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第79号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
日程第2 議案第80号 権利の放棄について
日程第3 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
日程第4 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
日程第7 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第8 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
日程第9 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
追加日程第1 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)訂正の件

出席議員（13名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
7番 柏木 忠典君	8番 矢野 友子君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

欠席議員（3名）

6番 大庭 隆昭君	10番 岩崎 信也君
15番 永谷 政幸君	

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 曾我部義雄君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 正崎 博君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君
税務課長 …………… 田中 義基君	上下水道課長 …………… 芥田 秀則君
教育総務課長 …………… 永友 吉人君	社会教育課長 …………… 東 啓三君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第79号

日程第2. 議案第80号

日程第3. 議案第81号

日程第4. 議案第82号

日程第5. 議案第83号

日程第6. 議案第84号

日程第7. 議案第85号

日程第8. 議案第86号

日程第9. 議案第87号

日程第10. 議案第88号

日程第11. 議案第89号

○議長（後藤 隆夫） 本日、日程第1、議案第79号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから日程第11、議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上11件を一括議題とし、一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第79号高鍋町総合計画第五次基本構想について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。高鍋町総合計画第五次基本構想について、幾つか質疑を行いたいと思います。

第四次総合計画についての検証はどのように行われてきたのか。住民と町政執行者、議決者との温度差があるようですけれども、どのような計画をもってしても住民の立場に立った計画であるべきと考えます。具体的な、前期計画を見ても、その概要が具体的に示されていないのはなぜでしょうか。高齢化社会の中でどのようにして出生率を引き上げようとしているのかなど、機構改革をあわせての具体的な問題点についての構想はなぜ出てこないのでしょうか。まちづくりにしても中長期的な内容が示されておりません。商店街はシャッター通りのみならず、さま変わりしております。本来の商店街を取り戻す手だてはどのように進めて行かれるのか、問題点のピックアップはどのように行われ、調査できているのでしょうか。地域資源を生かしたまちづくりとありますけれども、具体的な内容になると何だかはぐらかされたような感がするのはどうしてでしょうか。商工、農業と消費者との連携についてはどのような問題点を抱えているか、調査項目としてはどのようなものが示されているのでしょうか。5回の委員会を経てきた中での検討課題、着地点について、どのような意見が交流でき、精査できたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。総合計画は高鍋町が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画であります。基本構想は本町の進むべき方向と将来像を明らかにし、まちづくりの基本方針、目標を示したもので、基本計画は基本構想を受けて、目標を達成するために必要な基本施策、基本目標を体系的に明らかにしたものであります。

計画の策定に当たりましては、町民意識調査、役場職員アンケートの結果と第四次総合計画の検証結果をもとに、議会、農業、商工業、教育関係の代表者及び公募委員から構成された審議会で審議、その後のパブリックコメントの実施など、幅広い町民からの意見集

約に努めたところであります。

なお、第四次総合計画では、高鍋を誇りに思う「活力」「ふれあい」「生きがい」のあるまちづくりを目標に掲げ、1つ、生活文化のまちづくり、2つ、健康文化のまちづくり、3、産業交流のまちづくりを大きな柱に計画の実現に向けた取り組みを進めてきたところでもあります。

第四次総合計画の成果及び問題点の検証はどのように行われたかについてであります。現在、政策推進課になっております当時の企画商工課において、平成12年度から平成20年度までの決算の主要施策成果報告をもとに、第四次総合計画の体系、43項目ごとの実施事業の振り分けを行い、福祉、教育、産業など各分野の事業実績状況及び成果の分析を行ったところであります。

平成18年度には町長、助役、各課長を基本メンバーとした町政課題検討会を開催し、各課が行う具体的な施策、事業ごとの現状と課題を整理し、その解決策の議論を行い、施策の方向性についての意思統一とともに総合計画の推進を図ったところであります。同じく平成18年度から、施策の実現のための具体的手段である個別の事務事業について、その有効性や効率性を評価し、改善を行っていくための事務事業評価を実施しております。

このような取り組みの中から、それぞれの分野における現状と課題を整理し、今回の第五次総合計画に反映させたところであります。

具体的に実施する個別事務事業につきましては、基本構想の議決をいただいた後に、基本構想及び基本計画に沿った実施計画を作成し、それをもとに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今、町長のほうから答弁をいただきましたけれども、できればですね、5回委員会が行われておりますよね。4回か。4回委員会が行われ——済みません、私が5回と勘違いしておりました。4回だそうです。4回委員会が開催しておりますけれども、今までですね、やはり、各種審議会などをずっと私見てきておりますと、ほぼ執行部が提案したものをもう丸のみ。そして、それを議会のほうに、審議をしたのかどうかということも余りこちらのほうには伝わってこないような内容で、それが提案されるという事項というのが非常に多かったような気がするんです。だからこそ、例えば、行政事務連絡員廃止の問題についても、あの中で十分議論されていたと、こっちは勘違いしていたけれども、実は行政事務連絡員に手当が渡っていたということすら知らなかった委員さんたちがたくさんいらっちゃったということを私は後で確認してですね、非常に、どうなってるんだろうと。町政そのものがどうなってるんだろうと。だから、私が2番目に言いましたよね。住民と町政執行者、議決者との温度差があるようですがと言ったところはその辺にあるんですね。本当に出された内容をしっかりと検証してきたかどうかということが、非常に、私たちはこの議会にですね、提案されたことによって、どうなのかと。そこが一番気になる場所なんです。だから、どのような活発な意見が出たのかという

ことを知るためにはですね、例えば、公募委員さん。役場の職員だけでなく、公募した委員さんからどのような具体的な発言があって、それが第五次の総合計画について、どのように反映をされているのかということを知るのは必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。これは特別委員会を設置しての審査事項となりますけれども、できればですね、ある程度、第四次総合計画についての検証についても、第四次、前の分の検証についても、調査項目についても、ある程度数表にされてる部分もあると思います。そこを含めてですね、まず、公募をした一般住民の方からの意見というのは、どのような意見が主だったのか。そういうことをですね、どういうふうにまとめてきておられるのかということを含めれば詳細に、ここで答弁をいただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。今、御質問のとおり、公募委員のほうからもいろいろ御意見等もいただいております。それで、その分についてはですね、要点筆記及び会議録ということでまとめておりますので、その中身一つ一つについて、どこが反映されて、反映されてないかというの、ちょっとここでは答弁できかねますけど、もし、あすの特別委員会でよろしければ、その分について、また、御報告申し上げたいと思っております。

それと、成果報告につきましても、一応まとめたものがございますので、また、特別委員会のほうでよろしければ、その場でまた御報告を申し上げるということで、よろしければ、そのような形をとらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○13番（中村 末子君） はい。

○議長（後藤 隆夫） 13番議員、中村議員、よろしいですか。

○13番（中村 末子君） はい、いいですよ。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。今ですね、町長の答弁を聞いてると、いつも大体、通り一遍のことなんですよね。恐らく、この基本構想はつくらないかんといいふうにはわかるんですが。高鍋町をですね、どういうふうにしたいのかという、そういうやつが全く見えてこない、これは。ただ、そういうやつを集めてね、計画をただけのことで。高鍋町したら、今、非常に厳しい状況にある。それをどうするのかということがですね、全く見えてこないのが今度の基本構想じゃないかなというふうには私は思っておりますが。町長は高鍋町をですね、どういうふうにしたいのか、お尋ねをしたい。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。今、議員さんから申されました。もっともだと思っております。しかしながら、基本構想になりますと、やはり、先ほど申しましたようにですね、柱にのっかって議決をいただき、それを実施計画等で、また衣つけてずっと実施していくということでございます。

私は、町民が主役のまちづくりを理念に、それから、子供がにぎわうまちづくりと、各

施策の中にですね、そういったものを取り入れております。それを基本に、今の町政、経済の状態もしっかりでございますが、クリアできるような状態に、協働のまちづくりを目指しながらですね、推進してまいりたいと思っておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 今、そういう御答弁をいただきましたけども、もう町長もですね、2期目なんですよ。2期目でありながらですね、今まで、したら、そういう形が実現されてます。町長が今言われた、公約なんですよ、町長のね。それが実現できてるかどうかちゅうことなんですよ。だから、あくまでもですね、通り一遍のこういうものをつくったってだめなんですよ、これは。ある程度の重点計画、そういうものがなかったら、高鍋町、私はよくなりません、これは。そういうことで私は今回ですね、お聞きしたんですけども、いつも同じような答弁でございます。

今、日本が冷え切って、非常に厳しい状況なんですよ。この高鍋町も非常に町が冷え切ってしまってる。したら、それをどうするのかということなんですよ、これは。やっぱり、そういうことを考えながらですね、基本計画をつくっていかなければ、絵にかいたもちです、これは。ただ、つくっただけで。やはり、重点項目をぴしゃっと決めてですね、町長がこうやるんだという、そういう意気込みがある計画じゃなかったら一緒だと思います、これは。何回もつくって、ずっとですね、今まで歴代の町長がつくっておりますけども、本当にただ紙切れだけというふうにならないように、ぴしゃっと基本的な部分を計画しながら、高鍋町を発展させるような、そういうものにしていかなければ、私はだめだと思います、これは。そういうことで、もうちょっとですね、真剣に検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第80号、権利の放棄について質疑を行います。質疑はありませんか。
13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。町長ですね、提案理由説明の中にですね、公社が再編される、また新たにですね、再編されるとありましたが、どのような話し合いで権利放棄となったのか、お伺いしたいと思うんです。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。社団法人宮崎県畜産公社からの脱退につきましては、酪農家の減少による預託牛頭数の大幅な減少や近年の市場価格の高騰及び枝肉価格並びに子牛価格の低下等の影響により、畜産公社の平成20年度決算は1億3,649万1,000円の累積欠損額となったところであります。

これにより、公社においてはプロジェクトチームを結成し、平成20年11月から3月にかけて8回の検討会議及び検討委員会4回を開催したところであります。その結果を踏

まえ、平成21年6月16日の通常総会において、公社の方向性として、出資団体における出資金の全額放棄及び未償還起債の市町村分担についての全額を繰り上げ償還とする精算の方向性が確認されたところであります。

なお、これらの方向性に異論がある団体にあつては公社に残留するものとし、公社の新体制が確立したときは運営責任を負うものとされたところであります。

本町におきましては、酪農家が2戸となり、初期の目的である搾乳牛育成などの活用が現在なされていないことから、公社より脱退することに問題がないと判断をしたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。私の質疑の内容がね、よくおわかりになってらっしゃらないというふうに私は思ってるんですね。

町長が、権利の放棄についてそのものを問うてはるわけではないんですよ。権利の放棄はね、提案理由の説明でよくわかったんです。しかし、その提案の中でね、公社が再編されるのでということを文言言われたと思うんです。これは、だから、企業再生法にのっとってのやり方なのか、そういうことなのかということを知りたいわけですよ。基本的には、そうでしょ。もう破産をするのか、破産をするに当たって、再生法を準じて権利者が権利を放棄するのかと。ただ単なるそういうものなのかということを知りたいわけですよ。そういうところをしっかりと押さえておいてもらわないと。次に、例えば、公社が再び再編されるというときに当たってですね、じゃあ、高鍋町はどういう態度で行くのかと、また出資を新たにするのかと、どうなのかということが非常に問題になるわけですよ。一度破産したところに、また出資をしていく可能性がひよっとしたらあるかもしれない。宮崎県が、号令一のもとにね、宮崎県がこれだけ出資するから、市町村もこれだけ出資してくれというふうな、お願いの文書であつても通達と同じような意味合いで、また出資をしていくということになると。また、同じような問題で、じゃあ、人のお金を集めちゃあ、倒産しということに、ひよっとしたら、なりかねない。そういうことを何度も繰り返したら、これは町民のお金をつぎ込むわけですから。そういうことにならないためには、ここでしっかりと、公社が再編されることであれば、それに対してはどういう態度で自分たちは臨もうとしているのかということも、公社が再編されるということをおっしゃらなければ、提案の理由のときに。何も、こういう質疑をする必要はなかったんです。ただ、脱退するということだけでも、そりゃ、業績が悪いっちゃが、脱退したほうがいいわねと、これ以上の損害を被らないためには脱退したほうが望ましいと、判断したことについては、そりゃ賛成をできるかもしれない。しかし、公社が再編されるということを知った以上です。また、同じような公社をね、再編する予定があるのかどうかということが、非常に疑問点になるわけですよ。そこをちゃんと質疑には答えていただかないと、後の、これはほかの委員会が常任委員会が審査をされると思いますので、そのときに状況的には聞かれると思いますけれども、そこはどうなってるんですか。だから、私の1問目の質疑にしつ

かりと答えていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○13番（中村 末子君） 町長が答えればいい。町長が答弁したんだから。町長が最初に。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 再編されると私は説明しておりますが、県とですね、都城ですね、経済連ですか、の三者でですね、いろいろな、国からの土地とかをですね、都城の地区であるそうですので、その部分をまた活用してやっていかれるという話でございますので、高鍋町としては、その再編には賛同いたしませんということでございます。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほど、町長がお答えしましたことに対して、事務的な御説明をさせていただきます。

6月の総会におきまして、全会員はその精算に向けて各団体に持ち帰り協議をすると。基本的にはすべて出資を精算をしてしまうということで、それ以上の負担をさせないよというお話でございます。しかしながら、先ほど町長お答えしましたとおり、幾つかの団体においては精算に同意しない見込みがあると。それは今後とも公社の運用について必要性がある団体等がそういう形で残るということでありますから、御質問にありましたような再生法だとか、そういう意味合いではなくて、結果として、そういう団体が残るんではないかという想定がされてる状況でございます。ちなみに、高鍋町におきましては、酪農家も2戸程度となりまして、あそこの基本的なねらいでありました、酪農に使う乳牛の乳が出る直前の状態をもって各農家に乳牛を渡すという仕事ですね、本町においては、ほぼ不用な状態になっておりますので、これも先ほど町長がお答えしましたけれども、本町にとっては、もう、この公社の活用について見込みがないということで、こういう形での提案をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。今の説明でほぼわかったんですけども、確かに乳牛の育成については非常に難しい。そして乳価の値下がりとともに、本当に乳牛を、高鍋町もそういう恩恵に属さないということが非常に今回権利の放棄につながったんだろうと思います。私は、確かに金額的には少ない出資ではありますが、そこにちゃんとした方針がなければ、やっぱり権利の放棄っていうのは最大限配慮しないといけないし、例えば、後残って再編される。それは残らざるを得ない状況下の人たちが多分いらっしゃるんだろうと思うんですよね。そういう状況下の人たちのこともしっかりと説明していただかないと、正直な話言って、公社が再編されるに当たっての権利の放棄をしますよということについては、例えばですね、乳価自体がこんなに安いということを私も認識しておりますけれども、乳価自体がね、もう少し高くして安定したものであれば、正直な話

言うて、権利の放棄をしないで、新しく公社を引き継ぐ人たちに、逆にこちらのほうの権利放棄した分の一部でもいいからね、返してほしいと、要するに返済してほしいということも可能じゃないかなというふうに思ったんですよ。公社の再編という話があってです。今の説明を聞いてですね。だから、そこがどうなのかということ、詳細になるかもしれませんがけれども、やっぱり、権利放棄をするに至った、もう少し詳しい説明をしていただかないと、やっぱり、ちゃんとか、ああ、そうよと、町民のお金だから、私たちが住民から聞かれたときに、「あんたたち、自分たちの給料の1カ月分と思うちょるかもしれんけど、大変なお金よ」というふうに、もし言われたりするとね、町民のほとんどの方は、ひょっとしたら、御存じないかもしれませんがけれども、そういうところをしっかりと説明できるような内容での答弁をお願いしたいと思います。

新しくその公社を継続される方々についての状況というのは、どのように把握していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。11月24日に臨時の総会が開催されました。その中で先ほどの出資金の放棄。それから起債繰り上げ償還の意思表示っていう資料が出されております。その中で、その時点におきましては出資金の放棄について同意してない市が5つほどございます。6市ございます。それから町村で2町がですね、議会等の同意を得たらという状況をつけて同意してる市町村以外ですね。だから何も意思表示をしてない。それから起債の繰り上げ償還については同意できないというのが3、県と市、それから経済連がそういう形で同意をしてないと、ということでございます。ただ、資料の中には、とりあえず出資金の放棄に同意しており、なおかつ、先ほど町長がお答えしました、県、都城市、経済連においては、その後に協議をするという資料もついております。議会等の承認を得て、そういう形を得た上で、対応について再度の協議をするという資料もついております。

なお、当日の説明によりますと、当初の赤字の予定額が本年度下期等を含めると、1,700万円ほど、まだ増額されていくというような想定がされております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私もですね、畜産を営っておりますけど、きょう町長からの説明聞くと、この畜産公社自体、酪農関係だけというふうに思われますけども、私が存じておるところではですね、都農の、今ミヤチクになっておりますけども、以前は、設立当時は公社だったんですよ。多分、この社団法人宮崎県畜産公社が業務をしておったんだろうと思いますが、その確認とですね、この議案書によると、債権の放棄自体が3月31日までに行うということですよ。議決を得たときからですね。

それから、最終日に議決すれば、その日放棄もできると思うんですが、そこで、この一般会計補正予算ですよ、第86号の中に、33ページに負担金及び交付金という段階で、

社団法人宮崎県畜産公社運営強化対策負担金21万円とありますが、これはどういう関係になるんですか、まず伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほどの御質問にありました、公社とです、これは社団法人の公社で、もっぱら酪農の育成牛をする団体で、やっておりました業務としては、酪農の需要の低下があったがために和牛の預託牛とか、そういうものを都城市にある土地等を利用してやっておりました団体でございます。

それから、補正をお願いしておりますものについては、この団体が市町村等の承認を得てですね、借りておいた資金に対する繰り上げ償還という形でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今、課長、答えられましたけども、要するに、累積債務の償還というふうに理解していいんですよね。です。そうすると、これ同時に行い得ることです。議決が同じ日になされるわけだから。権利の放棄をして、脱退をすればですよ。債権を弁償しなくていいんじゃないですか。こういう計上して、負担金として払う必要は私はないと思いますが、そこはそういうふうに解釈されて、一般会計に補正されたんですかね。それを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。債務としては同様の債務ではございませんけれども、過去にこの畜産公社で行いました設備投資、そういうものを市町村が保証したもので、それに対する繰り上げ償還ということです。ですから、通常経営の中で生まれた赤字部分の補てんという意味合いとは、少し意味合いが違ってくると思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。課長言われるとはですね、よくわかりませんが、高鍋町からすれば、出資をして社員であるということであればですね、当然債務を負う。設備投資の債務であろうがですね、営業における赤字であろうが、私は同じであろうと思いますが、そうすれば、方法、方法論ですね、先ほど2問目に申し上げました、債権放棄をして脱退すればですよ。要するに解散をしておるわけではないということです。もう脱退が可能であったときには、債権の、債務の保証はですね、残った者ではないですか。この交付金をしなくていいんじゃないですかね。私は思うんですが。総括ですので、委員会付託になると思いますから、その辺は詰めていただく必要があると思います。今の質問どうなんですかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。過去に行いました畜産公社の事業に対する市町村の保証、補てんをするよという約束事の履行でございますから、脱退において、割り当てられた分、0.22%だったと、今、数字がございませんけれども。そういう数字について、やるべきことだというふうには考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第81号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。これはですね、町内の利用者と町外の利用者を区別するためということで、平成19年に、多分、町外利用者についてはフリーパス券を含む、いろんな改正が行われたんじゃないかなというふうに思います。

当時ですね、私はその当初から、利用者が激減するよと、大丈夫ですかということで、ずっと、これは健康づくりセンターの審査の中で、すごく申し上げた経緯があるんですね。そういうことをずっと懸念しておりましたけれども、なぜ、このようなのが出されたのかということですね。高鍋町住民の利用についての差別化を図る目的で改正されたんですけども、なぜ、このような経緯となったのか、5年もたたずして、また条例を変えていくということについてですね、ちょっと納得がいきませんので、そこは答えてください。

そして、利用者の減少及び見込み数については、どのような判断を材料を持ってるのかということですね。また、利用料についてですね、どのような増が見込まれていくのか、そこがわかれば、ある程度予測していらっしゃれば、そこもお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。前回の条例改正を行った経緯についてであります。健康づくりセンターのオープンから3年目を迎えた時点で、プール施設における町外者の利用率が全体の3割を超えていたため、高鍋町の施設であることから、町内者のさらなる利用促進と町外者の利用料引き上げによる収入増を目的に条例改正を行ったものであります。

町外者につきましては、使用料引き上げ後も回数券を設定することにより、プール施設を回数券使用により使用していただくと見込んでいたところでありました。しかしながら、使用料引き上げ後、町外者の使用率が、全体の3割近くあったものが2割弱、利用延べ数は半数近くまで減少することとなったところでありました。また、町内者の使用につきましても、平成20年度においては、前年度より増加はしたものの、ほぼ横ばいの状態であります。そこで、現在の状況や町外者のフリーパス券を再度設定してほしいというアンケートによる要望も踏まえ、町外者のフリーパスによる使用料、町内者より高めに設定することにより、再度設定するものであります。また、プール施設の利用者数及び使用料収入増を図るため、プール施設に水中運動指導員を配置し、プール利用を推進するなど、町内外を問わず、新規利用者の開拓及び利用中断者の利用再開に向け、努めてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。確かにね、町長の説明されたとおりでと思うんです。しかし、これは当初改正する前から、私はもう今のままでいいんじゃないかと、そうしていかないと利用者が減って、大幅に利用料が収入が減少するよということは当初からずっと申し上げてるんですね。やっと今になって気がつかれたということになったのかもしれないけど、やはり、あの当時から同じ政策を続けていたら、恐らく町外者の利用っていうのはもっとふえてたんじゃないかなと思うんですね。それは例えば保健所などに、例えば文教福祉でお伺いしたときに、保健所長なんかからのお話もあるんです。児湯郡内で、やはり町でプールを持っていることは本当に非常にありがたいことであると。それが健康づくりに、児湯郡内の皆さんの健康づくりに非常に寄与していただいておりますと。そういうことを考えましたら、できるだけ利用料については御考慮を願いたいと、お考え願いたいということをやっと再三言ってらっしゃるわけですね。そのこともあわせて、執行部も当然、私はこのことは知ってるはずだというふうに思っていたもんだから、前回の利用料の改定について、私かなり厳しく追及したと思うんですね。今になって、わかった。一度減った人たちっていうのはなかなか帰ってこないんですよ。なかなか帰ってこないし、町内の利用者がなぜ利用が少ないのか、利用を促進できないのかというところのもっと原因追究も含めてですね、しっかりとしていく必要があるんじゃないかということ、私ね、再三申し上げてきてるんですよ。だから、運営の仕方にも問題があるんじゃないかと。民間でプールを運営されてるところで、赤字だったら、民間はもうすぐ投げ出すわけですよ。だから、そうやって閉鎖されたところも各種あります。だけど、今現在、どういうところで、閉鎖されていないところのプール利用が、じゃあ、どうなのかということをもっとね、もっと研究して行って、追求していかないと、私は、このままではプールは利用者がどんどん微減をしていくんじゃないかなというふうに考えるんですね。一たん、町外者が離れてしまったら、なかなかね、新富町にも企業が行ってるプールがあります。そういうところに行ったりとかしたほうがよっぽど、皆さん、親切にしていただけるしというところがあるみたいなんですね。そういうことを考えたときには、どういう方策をもって、この条例改正を提案されたのかっていうんで、非常に私は心配をしてるんですよ。町内者との差別化も、少し高めに設定しただけで差別化を図ったというふうにおっしゃるかもしれませんが、町外者が望んでらっしゃるのは町内者と同じ利用料金で利用したいというところは多分にあると思うんですね。だけど、そのところが自分たちとジレンマになってるんじゃないかなというふうに思うんですが。それはどういうふうに判断をされて、こういうような料金設定になったのか、そのところをもう少し詳しくお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。現在19年度の当時の町外者のフリーパス券の利用者、それから現在の状況っていうのが、当時は35名のフリーパス券利用者、現在9名でございます。この方々に再度こういう料金を設定させていただきますということで、呼びかけもしなければならないと思っておりますが、今回の条例改正のもととなったものについて、アンケート調査っていうのが町長の答弁の中であったと思いますが、20年の9月にアンケート調査を実施をいたしております。20年ですから、町内の方に対するフリーパス券利用者のアンケートという結果になりますが、その町内利用者の方からですね、町外者のフリーパス券についても一度考えてもらえないかというのが61名中13名の方がいらっしゃいました。町内者がなぜ、町外者のフリーパス券の話になるのかちゅうと、ずっと開館以来、同じグループ、同じ利用頻度で使っておられた方が仲間内みたいな形になっておりまして、かわいそうだという部分も若干あるのかと思いたしけれども、そういうアンケートの結果。それから、新聞等でも投書もございました。それから電話もかかってまいりまして、そういう状況を踏まえてですね、今回、差別化をさせていただいておりますが、そういう料金設定をさせていただいたというところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。だから、先ほど私申し上げたと思うんです。保健所長さんのお話の中であったようにですね、やはり、児湯郡は一つと、東児湯は一つという観点から行けば、私もね、今さっき答弁があったような話をいっぱい聞いてるんですよ。高鍋町内の人から聞いてるんですよ。町外者じゃないんですよ、私が聞いてるのは。町内の利用者から、何で町外の利用者の人のフリーパスが高いんですかと。それをおなじ金額にしてほしいと。合併はしてないけれども、自分たちの仲間だという意識がすごくあるわけですね、あの方たちは。だから、非常に、やはり、自分たちの同じグループという観点から行けば、非常に差別化を図るのが望ましい状況なのかどうかというところが私も危惧される部分があると思うんです。だから、プールを利用する方たちっていうのが、非常に長い間、ずっと利用されてる方は、ずっと利用されてるわけですね。だから、新たな人たちの利用を進めていくためには一体どういう政策が必要なのか、もう町外者であっても、あそこが毎日、もう本当に駐車場が足りないというぐらい満杯になればですね、人は人を呼ぶんですよ。

ちょっと全然話が違いますけれども、川南の軽トラ市なんかではですね、最初は、やはり、持って帰っていたって言われるんです。でも、あの方たちは町内者であろうが町外者であろうが、あそこに出店するときには金額は変わらないわけですね。で、テレビで取り上げられ、いろんなことが取り上げられていくにしたがって、どんどん、こう、多くの業者の人たちが入りたいということで、ずうっと県外からも言ってくるみたいなんですよ。だから、私はね、ちょっと懐の深いところを見せていただきたいと思ってる部分があるんです。確かにプールの利用については、私もできれば黒字運営をしていただきたいと思っております。しかし、今の時点の利用者の中では、もうこれは絶対赤字にならざるを得

ない状況というのがある。しかし、そこまでには、やはり、ロコミ、いろんな利用した人たちの、よかったよというロコミがね、もう少し定着するまでは、何らか私たちが我慢して我慢して続けていく。そして定着して、皆さんと利用が余りにも多くなり過ぎたときには、町内者と町外者の差別化を必然的に図っていくということも確かに必要だと思います。しかし、町内の利用者がこんなに少ない状況の中では、非常に啓発活動がどうなってるのかということも疑いたくなるんですね。だから、そういう意味でですね、せっかくプールができた。あれだけ要望されていたプールができたにもかかわらず利用者が少ないというのは、非常に私は経費の面から見てもですね、それは議決して、プール建設を行った高鍋町の議会としても、非常に責任を感じているところですので、できるだけプールを利用されている人たちの生の声を私は常に聞こうと思っております。だから、駐車場で待っていたりして、利用された人の声を聞いたりしてるわけですね。そういうことを実際やらないと、なかなか利用が伸びないというところがあると思いますので、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。町外者のフリーパス券を廃止をして、18年度から19年度の経過の中で町外者の利用が半減をいたしております。これについては議員おっしゃるとおりの影響が出てきたということになりますが、その分、高鍋町内の方々に最大限の利用をしていただこうということで、これまでもですね、年に2回プール利用とその効果、そういうものを全戸配付等もしておりますし、それから、オープンから5年を迎えましたので、無料開放の日とか、そういうものを、それから、「お知らせかなべ」にも当然利用促進の記事を掲載をさせていただいております。そういうことが功を十分奏してないというのが、この20年度から特定健診というのが始まったんですけども、これにもプール利用をしていただいて、健康増進を図っていこうという目的があるんですが、健診に来られた方にプールのほうを通して、こういうものがあるということをお知らせすることもしてたんですが、プールがあることも知らなかったという人がいたことも事実であります。そういうことも踏まえましてですね、今年度、国保の連合会の事業で予算をいただきまして、大分県の湯布院にプールがございまして、ここが地元の力をお借りして、一般住民の方の力というんですが、かなり有効な運営と効果を上げているということで、水中運動普及員という組織をつくりまして、みんなで湯布院のほうに視察・見学をして、運営のほうとか、そういうものを勉強させていただいております。22年度から本格的に水中運動指導員の方々に動いてもらおうと思っておりますが、そういう活動を通して、さらに、広報から、保健所の話もございましたし、近隣市町村の協力も得ながらですね、高鍋町のプールの利用促進を図っていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第83号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。許可に当たってですね、有資格者などについての判断はどのようになってるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今回の改正に伴う一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、浄化槽清掃業の許可につきましては浄化槽法で、それぞれ許可の基準及び適格要件が定められており、法律に基づき判断をしているところであります。具体的な基準につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。お答えします。まず、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可の基準及び要件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、その申請内容が一般廃棄物処理計画に適合し、かつ申請者の能力が環境省令で定める基準に適合することなどが条件となっています。

例えば、収集運搬業についての施行規則の中での基準としては、廃棄物が飛散しない、悪臭の漏れない運搬車、運搬船、運搬容器、その他運搬施設などの所有や申請者自身の能力として、収集運搬を的確に行える知識及び技能を有し、収集運搬を的確に、かつ継続して行える経理的基礎を有していることなどが基準になっています。また、要件といたしましては、成年被後見人、被補佐人、破産者等の人や禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなって5年を経過しない者など、10項目にわたる不適格者の要件がございます。

なお、処分業の許可に係る施行規則上の基準としては、処分業を行うに足りる施設や機材を有するとともに、収集運搬業と同じく経理的基礎を有していることなども基準に含まれております。

なお、適格要件に関しましては、収集運搬業に準じたものとなっております。

最後に、浄化槽、清掃業の許可につきましては、浄化槽法の許可基準の中で、同法に基づく処分に違反してないかなどの要件等、同法施行規則の中では、技術上の基準として、業務上必要となる汚泥厚測定器具や温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器などの機材器具を所有し、かつ、浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能を持ち、2年以上の実務経験を有することなどが条件となっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。ちょっと確認だけしておきたいと思います。

それではですね、国が基準としている、いろんな一般廃棄物の許可をするための資格と

かですね、下水道の浄化槽の管理施設のいろんな資格がございますけれども、そういう資格は有していなくてもよいということですかね。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。今回の条例改正に伴う業種については、そういった国家資格等はすべて必要ありません。条件とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。それでは、そういう適正、検査、資格を受けようとする者が許可証の交付を受けた後ですね、受けた後、万が一、一般廃棄物処理法などに違反するような行為があった場合には、どのような措置がされるのか、また、それで被害を受けた住民に対しては、町側はどのような責任がとれるのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。例えば、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律の中では、市町村長は、一般廃棄物収集運搬業、または、一般廃棄物の処分業者がこの法律に抵触した場合、その事業の全部または一部の停止を命ずることができるというようなことで処分規定が明記されております。ただ、損害賠償については、その業者と個人契約になるものですから、その業者と個人とのかかわり合いにはなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をしたいと思います。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

次に、議案第84号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 一応、全部を改正して、高鍋町に企業が立地、誘致企業っていうのが設置できるのかどうかっていうのを、ちょっと気になるところなんですけど、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。高鍋町への企業立地の見込みではありますが、具体的な企業の進出構想は現在のところありませんが、幾つかの企業に候補地として検討していただいているとの情報はあります。企業が新たに工場などを設置する際に、複数の

市町村に同程度の候補地がある場合には、交通の利便性などの立地環境のほか、自治体の優遇措置についても検討材料とされているようであります。これまで町内に立地する企業への優遇措置としては固定資産税の免除しかありませんでしたが、今回の改正で優遇措置を拡充することにより、西都児湯官内の市町村と同程度の優遇措置となります。今回の条例改正は雇用の創出や町経済の活性化を図ることを目的として、企業誘致を推進するため、必要な改正であると考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。もう一つ、危惧しているのはですね、高鍋町は用地も狭いです。そして、会社に来る余裕っていうのがあるのかどうかということも大変気になってるところなんですね。そして、もう一つはですね、皆さんが気がかりになってる一つが一番大きなことは、南九州大学の跡地がどうなるんだろうかということ、非常に心配されてると思うんですね。だから、あそこの跡地利用についてですね、やはり、南九州大学、南九州学園の理事会の皆さんなり、理事長の皆さんとしっかりと話し合いをしていきながら、高鍋町でこうやって企業立地のための新たな政策、新たなものを掲げましたということをお知らせすることもね、まだ、これ決定してからですけれども、お知らせをしたりしていきながら、できるだけですね、高鍋町に雇用の創出などが生まれるような、新たな企業の設置をしていただきたいということも、非常にあわせてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですが、そこはどのような目標をもって臨まれているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長です。企業誘致につきましては以前から取り組んでおりますが、県のほうに、企業立地コーディネーターとか、5名ほど全国各地に配置されて、そういう方がいらっしゃってですね、そういう方とも一応連絡を取り合いながらといいますか、紹介もいただきながら、高鍋にこういう物件がありますがというようなことで紹介等もしていただいておりますが、具体的にその分がこれにというふうな明快な答えというのは、まだ、今のところありません。

御質問のとおり、土地につきましてはですね、はっきり言いまして、町有地という部分については、一応、上永谷のほうに町有地が若干ありますが、あの分について、若干地形的にも無理、無理ちゅうとあれですけど、厳しいかなと思っております。それで工場の跡地といいますか、旭大の跡地、それとシンコー精機の跡地、それと持田にあります農協のでんぷん工場の跡地、それとか消防組合の跡地、ていうところ、ハタダもですね、そういう部分について、こういう物件がありますということで、そういう紹介等をパンフレットといいますか、そういう感じにしまして、県の企業立地推進局ともですね、そういう物件がありますんで紹介をお願いしますということでお願いをしています。

それと、大学についてですけど、一応、大学と話す機会がある場合に、一応、そういう

話を聞いておるんですが、なかなかあの、あそこに今現存しております研究施設とかですね、ハウス施設とか、結構、実際建てるには、今の金額で言うと高価なものもあるんですが、その施設の一つ一つについては紹介が来てるらしいですが、大学側の考えといたしましては、個々にというか、一つごとの施設で、そういう部分で貸し出したりとか、一つの部分だけを分割してという考えはないということで、あくまでも一括して売却するなり、貸し出しするなりっていうことを考えられてるんだろうと思うんですが、一応、そういう面で行くと厳しいというようなことだそうです。で、南九大のほうにも申し上げてですね、企業立地の形の中で、先ほど申し上げました4物件ですね、に加えまして、南九大についてもそういうのがありますということで、一応、さっき申し上げましたコーディネーターとか、そこらあたりで、できるだけ宣伝できる分については宣伝しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。この条例を改正してね、今までよりも企業立地ができやすくなったという部分もあると思いますけれども、やはりですね、今、話聞いてると、人をお願いをしてるという。県なら県にお願いして、そういう情報を入手するという方法をとられてるというふうに今感じましたけれども、やはりですね、これは町長みずから出向いて行ってね、お願いするよな、そういうことじゃないとですよ、他力本願。さっきも言いましたようにですね。積極的に出て行ってね、お願いをするよな、そういうようなことじゃなかったらですね、待ちよつたって来ませんよ、これは。だから職員でも町長でも副町長でもいいからですね、やはり、中央に行って、いろんな企業があると思うんですよ、これは。これは私の持論ですけども、やっぱり、向こうに行ってね、知ってるどころ行ってお願いをするとか、そういう形でやらないとですね、ただ、県にお願いしてます。パンフレットつくりましたって、そのまんま。やはり、それをどんどん、それをまいていってですね、お願いをするよな、そういう体制に持っていかないと、私はだめだと思います。あくまでもその条例改正しただけではですね。そういう気持ちがなかったら、私はいつまでもたっても、企業誘致はできないと私は思っております。そういうことですね、積極的に動いていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。今、議員の申されましたとおりでございます。私も4年間、もう5年目になりましたが、各企業は申しませんが、いろいろな企業等ですね、お話に行つて、こういうところがございますということで、宣伝はして回っております。今は職員もですね、いろいろな講習会、いろいろな企業誘致活動の場に直接行きましてやっておりますので、今まで以上に議員の言われるような行動をとってまいりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。今ですね、積極的に動かれるということでありましたんで、期待をしておりますけれども。やはりですね、これはもう私のことになりますけど、私たちも機械をつくってるんですよ、今。そういうことで、町長もご存じなんですよ、見てきちよるわけだから。一度も町長が来て、ひとつ頑張ってやってくれんかというお話が全くない、これは。だから、そこなんですよ、やから。やっぱり、地元で、そういう形でやりよるんなら、ね、協力して、少しでも企業を持ってこようという気持ちがあるんならですね、私は来てもいいと思うんですよ。そういうことすらないわけですから。やはり、そういうちっちゃいことからやっていかなかったら、高鍋町はよくならないと思います、これは。今、町長が積極的にやると、期待しておりますんでね、私も見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員——町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、議員申されましたが、私もですね、いろいろと工場の事務所の前を通りますけど、私が通るとき、いつも閉まっておりますので行っておりませんが、議員から言われた、その人から言われたところには、私はちゃんとお伺いしております。ただし、現場に私に来ないという、いろいろな情報がございましたが、私も耳に入りましたが、1回もどこでやってるということを私は聞いていなかったもんですから、最初はですね。だから、行くにも行けなかったというのが現状でございますので、いろいろと御案内をいただいてですね、やはり、意思を言っていただくと私たちも動きやすいと思いますので、ひとつ、よろしく願います。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。企業ちゅうことで、結局、雇用の場の確保につながるんだと思うんですよ。この企業誘致ちゅうことは、もう前からいろいろあって、なかなか非常に厳しいと。県のほうと連携保ちながらやることで一番いいんじゃないかちゅうような意見やらも、いろいろ前から言ってきたんですけど。

高鍋町ですね、大型って、中型くらいだろうと思うんですけど、そういった、いろんな店舗関係ですね、私もずっと見て回ったんですけど、それともう、品数はいろんなもう、いっぱいあるんですけど、きれいにしてですね。そういうとこと高鍋町の商店街も対抗していかなければいけないんですけど。実際、そういう、いろんな店舗が入ってきてますけど、大型っていう人もおるし、中型っていう人もいるんですけど。結局、そこでですね、回ってみると、結構、高鍋の人達が勤めてるんですよ。例えば、企業が30名でも40名でいいですけど、もう苦勞して連れてきて、いろんな条件してやったりする方法もあるんですけど、そういったもう、高鍋、いろんなそういう店舗関係も入ってる。そういったとこで、二、三人ですとか、そこ辺でもかえって、やっちょってもらったほうが手取り早いという面もあるんじゃないかなと思うし、商店街のほうも、ほとんど向こうのほうに店がどんどん移りつつある。ある程度、特殊な店舗でないと、もう生き残っていけないような状況じゃないかと思うんですよ。で、非常に高鍋町の、ちょっと話がずれるかも

しませんが、そういった商店街の活性化ちゅうのもですね、正直言って、いろんな店見て、歩いて、商店街も通ってみて、物すごい厳しいと思います。そこをどんげしていくちゅうの、ちょっとやさっとじゃですね、高鍋町の商店街の活性化ちゅうのはもう非常に厳しくて。まず、何でもそうですけど、農業でもそうですけど、つくる人、商店、店持ってる人じゃなくてですよ、結局、消費者ですよ。消費者がどれだけ、そういうところに、または出ていく。繁盛すれば雇用の場もふえてくるんですけど、どっかそこ辺がこうちょっと流れ、ポイントが狂ってるんじゃないかちゅう感じはするんですね。あくまで雇用される人、また消費者、やる人じゃなし、そこ辺を利用する人ですね。そういった人の観点に立ってやっていかなければ、農業もそうですけど、つくるだけじゃなくて、それを消費する人、買う人、そういう人たちが中心なんですけど、何か、その辺がちょっとずれてるんじゃないかと感じはするんですけど、そこ辺をどんな思っておられるんですかね。ちょっと一言、町長のほう聞きたいんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、質問されました、企業に対しての小さい商店でもというお話でございますが、今、まちなか創生の事業で、若い人たちがそういった業者の方をいろいろ探したりして、空き店舗対策をしたりですね、していく構想も立てておるようでございますので、それも行政も一緒になってやっていかなきゃならない事業だと思っております。

それから、議員が申されました雇用ですね。大きなスーパーが来たときの雇用に対しては、あいさつに来られたときに、高鍋から従業員を雇っていただくように強く要請は常にしております。特に生協さんですかね、来られますけど、毎年毎年2回ぐらい来ていただきますが、常に高鍋町、児湯一帯の人を雇っていただきたいということも常に申し添えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今回の条例改正の中にはですね、農業部分に関する恩典がないような気がするんですが。農地法改正におきまして、企業の参入も可能という状況にあります。そこで、新たに農業を行う企業が来た場合にはどのような考えを持っておられるのか、この条例に照らしてですね、お答えを願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。けさほどの農業新聞等の中でも企業の農地の取得に関する中身についての報道等されておりました。現時点においては、まだ定かに私どものほうに来ておりませんので、また、そのような起業の可能性があると、起業の起は起こすという意味合いですけれども、ことがあればですね、また、こういう形で、その範疇の中に入るのかどうか、入らなければ、また、そういうものを含めた考え方についてお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今、課長の答弁からするとですね、ほかの条例の範囲に含まれるのであればですね、やるというような答弁であったと思いますが、企業立地をすることにおいて雇用が生まれですね、町財政も潤うという状況にあると思います。

それから、今回の条例改正には、私とすればですね、今回農業部門に関する新規参入も明記していただければよかったのかなと、今後の農業の展望からしてもですね、現実、あり得る話であると思いますので。そこ辺も条例ですので改正すればいいことだからですね、そこ辺も踏まえてやってもらいたいと思いますが、その点について町長の見解を伺います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、議員の申されたとおりですね、農業法人ということもあると思います。しかしながら、今、私たちが企業の条例を出したのは、いろいろそういう野菜の加工とかあれば、そういったものも含めて考えておりますので、製造業とか、それから加工業ですね、そういったものも考えておりますので、その辺で何かクリアできればと思っておりますので。課長、申したとおり、また、議員が申されたとおり、それにはまらなければですね、そういう大きなものがくるなら、また検討していく課題だと思っております。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。生産法人につきましてはですね、まだこれに入っておりませんので、今から検討していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第85号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。防災センター利用についてはですね、地域などの利用についてと、4条にある消防団の活動拠点とか、消防防災に関する云々とありますけれども、消防署、東児湯消防署ですね、建設には多額の建設費も高鍋町拠出してあります。その活用と重なる部分があるのではないかと考えますけれども、その違いについて、どのような啓発活動を展開されるおつもりなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 高鍋町防災センターは消防防災の知識の向上を図るための会議、研修等の場、災害時における避難所、災害時に必要となる非常用食料や資機材の保管及び消防団本部の機庫として活用いたします。東児湯消防組合にあります防災センターの利用目的と重複する部分がある認識はいたしておりますが、東児湯消防組合防災センター

は東児湯5町による広域を対象とした防災センターであり、地震体験や煙体験などの施設の機能が充実しております。そこで、高鍋町防災センターでは研修や会議が中心となりますが、町民が身近に利用できる施設として活用していただきたいと考えております。役場の敷地に立地していることから、地理的にも利用しやすいと考えられます。当然のことながら、東児湯消防防災センターの活用を阻害するものではなく、訓練や研修の目的、規模により利用者が使い分けられるよう助言、指導しながら、啓発していきたいと思っております。現在、役場庁舎を避難所として利用し、受け入れをいたしておりますが、そのスペースには限りがあります。そのため、災害時において、この防災センターを避難所として活用することは大いに効果が期待できると考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。児童福祉関係で賃金が計上されておりますが、詳細については常任委員会での質疑を行いますけれども、なぜ、計上されているのか、総括して答弁をしていただきたいと思っております。

介護基盤整備事業の計上がありますが、どのような設置基準をもって予算が計上されているのか、お伺いします。

子育て応援手当については廃止されましたけれども、その事務経費についてどのように算出し、県や国に対しての要求は行われてきたのかどうか、お伺いします。

地域活力基盤整備によって、小丸・川田線の整備がようやく終了に向けて動き出した感がありますけれども、残り線の工事に関する事業費はこれで最終なのかどうか、お伺いしたいと思います。

消防費について費用弁償があがっておりますけれども、どのような事案に対して出動できるのか、また、その日数についての基準はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず1点目の児童福祉関係の賃金についてでございますが、今回の補正につきましては保育園の保育士の勸奨退職者がふえたこと、それから、本年度機構改革によりまして、保育士を本町に2名異動したこと、それから、職員の長期病気休暇などの理由によりまして、臨時職員を採用せざるを得なかったということで、補正をお願いをしたところでございます。

それから、2点目の介護基盤整備事業の計上についてでございますが、これにつきましては、国が現在の経済情勢、それから雇用情勢の中で介護の機能強化と雇用の創出が求められているということ踏まえまして、平成21年度補正予算において、小規模特別養護老人ホーム、それから認知症対応型のグループホームなどの介護施設の緊急整備事業を決定

をしたところでございます。これを受けまして、高鍋町としましては、既に第4期の介護保険事業計画に計画地をのせておりましたが、グループホーム1施設を公募によって整備を行おうということでございます。その関係費用としまして、県補助金の定額2,625万円を計上させていただいたところでございます。

それから、3点目の子育て応援特別手当の関係でございますが、この事務費につきましては、基本額が一市町村当たり75万円、プラス加算で対象人員1人当たり1,600円ということが基準として定められております。事務費全体としては164万6,000円の執行予定でございました。また、職員の人件費につきましては、国の通知によりまして、時間外手当につきましては補助対象となっておりますけれども、職員の本給につきましては補助対象外ということとなっておりますので、事務費の要求についてはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。地域活力基盤創造交付金事業につきましては、現在3路線で整備を進めておりますが、今回の補正によりまして、この小丸・川田線につきましては事業を完了する予定でございます。

なお、そのほか、今、整備中であります路線、菖蒲池東南・樋渡線、これが22年度、大峰村・大池久保線、これが24年度の事業完了を予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。消防団の出動に係る費用弁償についてでございますけど、高鍋町消防団条例第14条の規定により、団員が水火災、警戒訓練等に従事する場合に支給されます。1回2,000円を支給いたしております。出動日数の基準につきましては、火災や災害時の緊急時には、その性質上、規模や状況により臨機応変な対応となるため、出動日数や人員の基準は特に設けられておりません。ただし、行方不明者等の捜索においては長期化が予想される場合もありますので、団員の健康面や仕事などの影響などにも配慮し、捜索開始から3日を経過した時点で消防団としての捜索活動を一たん中止しまして、警察、消防などにより有力な情報が得られた段階において、捜索を再開することといたしております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。先ほどの80号議案についてでございますが、この畜産公社の負担金、これは課長の答弁で先ほどありました中には、何らかの建物を建てたものに関する負担金という答弁でありましたけども、この負担金に関して債務保証がされておるのかですね。それと何をつくったのか、まずそれを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。11時50分から再開をいたします。資料収集のためということだそうです。11時50分から再開をいたします。

午前11時40分休憩

午前11時50分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。今、御質問のございました、畜産公社のこの負担金につきまます債務負担ですが、調べましたところ、債務負担行為につきましては設定はしておりません。（発言する者あり）だから、債務保証としての負担行為はしておりません。債務保証する場合は債務負担行為をおこしますので、その分してないということになります。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。事業としては、平成13年から15年にかけて、装置の更新、飼料畑の造成、それから搾乳施設の整備等に合わせて3億400万円程度の資金を使って事業を行ったものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。債務保証をしてないということに関して、3億数千万円の事業に関する負担金が21万円ということですね。そうすると、債務保証してないのに負担をする必要はなくなると私は思うんですね。ましてや、先ほど言ったように、80号議案においてですね、脱退すると、社員を脱退するということになるそうですね、80号議案を先に議決して、次に、この一般会計補正予算が来るわけですね。そうすると私はおかしいんじゃないかと、払う必要はないというふうに思うんですが、その整合性はどうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。議案につきましては、権利の放棄が先に議決を受けます関係上、その議決後に、この86号の議案決定ということになるろうかと思えます。ですから、権利の放棄がもし否決の場合、否決の場合というところとあれですが、その場合については、この86号の取り扱いについては、権利の放棄とこの予算とか全く同一かというところとちょっと違うとは思いますが、中身はですね、ただし、関連がありますので、その分については整合性が若干薄くなるちゅうか、おかしいかなという気はいたします。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今、課長が整合性がないと、当然、そうなると思うんですね。そうすると、いかがなものかと思いますが、これは委員会付託されますので、委員会も執行部もですね、ぴしゃっと整合性がとれるような答弁をしていただかんと難しい問題になりかねんと思いますが、委員会も慎重審査をよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は要らんですわ。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。只今のですね、3番議員の質疑に対して、私も同様の見解を持っている部分はあるんですよ。それで、私は別の観点からお伺いをしたいと思うんですが、その債務保証のないものについて、負担金及び保証金で、これを債務保証しなければならないといった法的根拠はどこにあるのかどうか。これを出そうということ、要するに予算として計上する法的根拠ですね。それについてはどのようになって判断をされたのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長です。今、實際上、このように予算的にはですね、負担金ということで計上しております。これは毎年ですので、多分、先ほどの産業振興課長の答弁からしますと、平成14年度ぐらいから計上してあるんだと思うんですが、ことしも当初予算のほうにはですね、1万2,000円計上しております。多分、先ほどの事業を実施したときの各町の負担割合というのが、最初から0.22とかいう話はさっき出ておりましたが、その分について、高鍋町は幾らですよという分が、多分、この公社の総会の中で議決を受けてると思います。ですから、その分について、債務負担がされてないという分についてのこととはまた別にですね、高鍋町の負担割合が幾らというふうに議決されて、それを何年度から何年度までを負担金で徴収しますよというような議決になっておるとお思いますので、その分については、当然負担義務が発生はしてると思います。これから以降の話で、繰り上げ償還するかしないかという話とは、また若干、意味合いが違ってくるのかなというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。だから、法的根拠を聞いた理由はね、そこにあるんですよ。というのは、いくばくか、金額は少なくとも、債務負担が生じた場合においては、要するに債務保証する場合においては、債務負担行為を設定することが自治体の根拠となっている部分というのがあるんですよ。だから、これが今までずっと見過ごされてきたということになると、また、非常に大きな問題にもなるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。だから、自治体職員の仕事として、非常に重要なのは、これがやはり債務負担行為として上げなきゃならないものなのか、上げなくてもいいものなのか、だから、委員会で審査する以前の問題として、だから、ああ、いいよ、て。議員さんがいいと言えば、債務負担行為を上げなくても大丈夫というふうに、じゃあ、なってくるのかということ、そりゃ、私たちも反省しなければならない部分だと思うんですけども、やはり、私が非常に気になるのはさまざまな形で債務負担行為というのを定めていく。その法的根拠というのがあるわけですよ。債務保証した場合、例えば、債務保証した場合といわゆるいろんな団体において、自分たちが関係する諸団体において、これだけ、私たちは負担しなければならないということについては、必ず債務負担行為によって、それをセッティングしておかないと、かなり、抛出していく、出していくのに難しいと。だから、その辺を事務上あいまいにね、過ごしてきた部分もあるのではないかなと思うんですよ。

だから、私は、債務負担行為が本当に発生しているということであれば、私は、議案を新たにね、これは出してもらわんとできないんじゃないかと、議論が進んでいかないんじゃないかということが非常に気になる場所なんですよね。だから、事務的に見てどうなのか、それがなくても、後から追加でもできますということであれば、多分、後からでも追加できると思うんです。追加として、これはできると思うんです。債務負担行為については、以前もありましたので、この議会開会中に出していけば、私は債務負担行為として認められる部分もあるんじゃないかなと思うんですけども。その辺を執行部は十分協議してやっていかないと、結局、私たちはそれを審査していくわけですからね。だから、審査する人も、審査される人もする人もわからないという状況の中では、非常にあいまいな形になるといけないと思いますので、その辺をね、債務負担行為の設定をしなければならぬのかどうかということをはっきりしないと議論が進んでいかないということになりますので、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。先ほど申し上げましたとおり、高鍋町の負担額が幾らという分がですね、一番最初の予算計上したときに、そういう話がされてるのかどうか、ちょっとわかりませんが。必ずしも債務負担をしないとイケなかったのかということになると、必ずしもそうじゃないのかなと思います。ただ、このようにして、将来的な分についてまで保証するならば、債務負担、当然しとくべきじゃないのかというような、繰り上げ償還等が出た場合ですね、その分についてのその保証の将来分についての負担の仕方ということになるかと思っておりますので、今現在で予算計上がどうかということになりますと、当初予算については、それで議決を受けていただいておりますし、それはそれで正しかったと判断いたしますので、この追加の繰り上げ分について、その先ほどの権利の放棄との議案との関係でどうかということになるかというふうに判断いたします。ただ、法的にどうこうというのを、ここで若干説明はちょっと、もう1回調べないと即答できません。申しわけございません。

○13番（中村 末子君） だから、議論にならないって。それをちゃんと調べて言わないと。

○議長（後藤 隆夫） ここで暫時休憩をいたします。13時から再開をしたいと思います。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

ここで、執行部が再度調査が必要ということでございますので、なかなか難しいということもありまして、1時間ほど時間が欲しいということでございますので、1時間ほど許可をすることにいたしまして、14時から再開をしたいと思いますというふうに考えます。14時にまた御集合いただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

議長権限でひとつ暫時休憩 2 時までということにいたします。

午後 1 時00分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

只今執行部より、議案第 8 6 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）について訂正請求書が出されましたので、直ちに議会運営委員会を開催をいたします。各委員の皆さんは議長室へお集まりをいただきたいというふうに思います。

なお、これから暫時休憩をいたしまして、2 時 1 0 分から再開をしたいというふうに思います。各委員はお集まりください。

午後 2 時00分休憩

午後 2 時25分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。1 3 番、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 1 3 番、中村末子。御報告申し上げます。

本日、午後 2 時から議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日、本会議において提出議案の総括質疑において、議案第 8 6 号平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）について訂正請求書が提出されましたので、その対応について協議をいたしました。

訂正の理由等について、執行部より、これまでの公社の事業運営において、公社の借り入れた償還金については公社の中で支払われていた。損失補償の必要のないものと判断しておりましたが、今回、団体の脱退により公社が再編されることになりました。平成 2 2 年度以降の畜産公社運営強化対策負担金については一括繰り上げ償還することの議案が総会で議決されたことに伴い、町負担分につきましては、将来負担について現時点で一括繰り上げを行うものと判断をし、損失補償の債務負担を追加したいとの説明がありました。

慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加日程第 1 とし、日程の順序を変更し、審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（後藤 隆夫） 只今お手元に配付をいたしました議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、平成 2 1 年度高鍋町一般会計補正予算（第 5 号）訂正の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議事日程第 2 号の追加 1 のとお

り、平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1. 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の件

○議長（後藤 隆夫） 追加日程第1、平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の件を議題にします。町長。訂正理由を求めます。町長。

平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の理由を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）の訂正理由を申し上げます。

これまでの宮崎県畜産公社の事業運営において、公社の借入した償還金につきましては、公社の中で支払われておりましたので、損失補てんの必要はないものと判断しておりましたが、今回、団体の脱退により、公社が再編されるに当たり、平成22年度以降の畜産公社運営強化対策負担金につきましては一括繰り上げ償還することの議案が総会で議決されたことに伴い、町負担分につきまして※損失補てんの債務負担を追加するものでございます。議会運営上、大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

以上です。

損失補償を補てんと言ったそうですので、訂正をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） お諮りをいたします。平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）訂正の件を許可することに決定をいたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第87号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。施設管理費の増額についての判断基準はどのようになってるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務的なことですので、担当課長より答弁をさせます。

※後段に訂正あり

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。今回の補正予算につきましては、9月の補正以降に発生しました機器の故障により、本体もしくは一部部品の交換を行うものでございます。増額を行う判断基準であります。平成8年から供用開始している機器は耐用年数を超えておりますので、その汚水処理に係る機器が故障した場合、機器そのものを更新した場合と部品を交換で延命措置をした場合の今後数年間の維持管理費用を比較した上で早急に対応しなければ適切な処理機能の維持ができないと判断されるものについて予算計上を行うものでございます。

なお、来年度より、耐用年数を超えた施設を対象に施設の長寿命化と維持管理コストを縮減する目的で、国の補助事業を取り入れ、更新事業の計画を策定していくと考えてでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。介護給付費の増減についての説明を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務的なことでありますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 介護給付費の増減についてお答えをさせていただきたいと思いますが。

平成21年度当初予算につきましては、介護保険事業計画に見込んだ自然増等、それから平成20年度の実績を勘案して編成をいたしております。居宅サービス給付費の増額についてでございますが、これにつきましては、65歳以上の高齢者数の増加に比例をいたしまして、要介護認定者数が増加をいたしております。それに伴って、居宅介護サービス利用者が平成20年度の月平均を20名程度上回ることとなったために増額をさせていただくものでございます。一方、施設サービス給付費につきましては、現在のところ、ほぼ昨年同様の給付水準となっておりますが、介護保険事業計画では施設サービス給付費を多少余裕を持って計画数値を見込んでおりましたので、全体の収支を調整するために減額をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第80号及び議案第82号から議案第86号までの6件につきましては、お手元に配付をしました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号及び議案第82号から議案第86号までの計6件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをします。議案第79号につきましては、議長を除く15名をもって構成する高鍋町総合計画第五次基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号につきましては、議長を除く15名をもって構成する高鍋町総合計画第五次基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長が決定をいたしました。

お諮りをします。議案第81号及び議案第87号から議案第89号までの計4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号及び議案第87号から議案第89号までの計4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任副委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任副委員長が決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会をします。

15時から特別委員会を開催したいと思います。

午後2時40分散会
